

京都橘大学研究費不正使用防止推進委員会規程

(2008年3月24日制定)
最近改正 2015年2月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、京都橘大学研究費管理規程第5条に基づき設置される、研究費不正使用防止推進委員会（以下「委員会」という。）に関する事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、以下の構成とする。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学術情報部長
- (4) 各学部長
- (5) 大学院研究科長
- (6) 法人事務局長
- (7) 大学事務局長
- (8) 学術振興課長、総務課長、経理課長
- (9) その他委員長が指名する者 若干名（学外者を含めることができる）

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、学長があたる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第3条の2 委員会に副委員長を置き、副学長があたる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代行する。

(任務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を扱う。

- (1) 不正発生要因の把握
 - (2) 不正発生要因に対応する改善策の策定および実施
 - (3) 本学における研究に係る行動規範の浸透を図るための方策の推進
 - (4) 研究費不正使用の通報を受けた際の調査
- 2 研究活動上の不正行為の防止に関する諸事項を扱う。

(主管)

第5条 この規程に関する事務主管は、学術振興課とする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則 この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、2008年5月1日から施行する。

附 則 この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、2012年9月1日から施行する。

附 則 この規程は、2015年3月1日から施行する。

ただし、2014年度執行分の科学研究費助成事業の処理より適用する。